

詳しい日程、会場、持ち物などは次ページをご覧ください

始めにチェック!

★平成25年1月1日現在、本市に住所のある人が対象です。

私は申告が必要ですか?

スタート

平成24年中の収入がある

はい

いいえ

市内に住む親族に扶養されている

はい

D[△]

いいえ

B[△]

給与収入がある

1[△]

公的年金収入がある

2[△]

保険の満期返戻金など一時的な収入がある

3[△]

農業所得、不動産所得、事業所得のいずれかがある(自営業・外交員・内職など)

C[△]

譲渡所得がある(土地や建物を売ったり、株式の取引による収入など)

A[△]

2 公的年金収入が400万円以下である

はい

いいえ

公的年金以外の所得がある

いいえ

D^{*1}△

はい

公的年金以外の所得が20万円以下である

はい

B[△]

いいえ

A[△]

1 勤務先で年末調整を済ませた

はい

いいえ

年末調整をした給与所得以外に、ほかの会社の給与収入や農業所得など、ほかの所得がある

はい

いいえ

A[△]

C[△]

はい

いいえ

ほかの所得が20万円以下である

はい

いいえ

B[△]

A[△]

はい

いいえ

C[△]

D[△]

3 収入-必要経費-50万円が0円より大きくなる

はい

いいえ

C[△]

D[△]

A 所得税の確定申告が必要です

B 市県民税の申告が必要です

C 所得税または市県民税の申告が必要です

※金額や内容によって、申告の種類が異なります。

D 申告の必要はありません

*1 控除内容に変更がある人は、市県民税の申告が必要です。

★ 所得税の確定申告を行うと、市県民税の申告をしたものとみなされます。

■記号の説明・・・ 問=問い合わせ IP=IP電話

詳しくは8・9ページをご覧ください



平成25年度市県民税と平成24年分所得税の申告の受付が始まります。期間中は大変混み合います。所得税の申告書は自分で作成され、税務署へ郵送するなど早めに済ませましょう。
問 市民税課
☎ 0748-2415604
IP 0505180115604

保存版

2月18日(月)～3月15日(金)

市県民税・所得税の

申告はお早めに

確定申告のページだけを抜き取って保存できます。



申告の方法と 日程・会場

提出方法は次の4つ!

① 特設の申告会場で提出する



申告されるみなさまにお願い

所得税の申告書は自宅で作成でき、申告会場の混雑を避けることができます!

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で、自宅で簡単に作成できます。

収支内訳書・医療費明細書は事前に作成をお願いします。
高額療養費の手続きを先にお済ませください。

受付日 (土・日・祝は除く)	会場・受付時間 (12:00~13:00 は除く)	
1月23日(水)~25日(金)	医療費控除の事前申告会 パソコンで国税庁ホームページから申告書を作成します。	ショッピングプラザアピア4階研修室 23日(水) / 13:30~15:30 24日(木)・25日(金) / 10:00~15:30
2月7日(木)~8日(金)	還付申告会	やわらぎホール (能登川支所隣) 10:00~16:00
2月13日(水)~15日(金)	廻医療費控除など、還付申告の人	八日市文化芸術会館 9:30~16:30
	① ② ③ 市県民税・確定申告のいずれも受付	④ 市県民税の申告のみ受付
2月18日(月) ? 3月15日(金)	八日市文化芸術会館 受付時間 9:30~16:30 ◆ 2月18日(月)~28日(木) ・ 税理士による事業所得者を中心とした「地区相談会場」を設置します。 廻事業所得者・不動産所得者(青色申告・白色申告は問いません) ※譲渡の相談(土地建物や株式)は行いませんので、近江八幡税務署で申告をお願いします。 ・ 近江八幡税務署による「パソコンを利用した申告指導会場」を設置します。オペレーターがパソコンの操作方法から説明します。 ◆ 八日市文化芸術会館の会場には、e-Tax用のパソコンを設置しています。ぜひご利用ください。(電子証明つきの住民基本台帳カードが必要です)	受付時間 9:00~16:00 ※確定申告が必要な人は、八日市文化芸術会館へお越しください。
		2月18日(月)~22日(金) 湖東支所 蒲生支所 2月25日(月)~28日(木) 永源寺支所 2月25日(月)~3月1日(金) 五個荘支所 3月1日(金) 政所出張所 3月4日(月)~8日(金) 愛東支所 能登川支所

日曜日の
申告の受付

3月10日(日)
9:30~15:00



② 近江八幡税務署へ郵送する

〒523-8502 近江八幡市桜宮町243番地2
 近江八幡税務署 ☎0748-33-3141



③ 市役所本庁・各支所の「申告書提出ポスト」へ投函する

1月4日(金)から3月15日(金)まで、本庁は24時間(土・日・祝日を含む)、支所は平日の8:30~17:15に設置します。

④ インターネットから「e-Tax」で申告する

住民基本台帳カードに電子証明書を付けて所得税の確定申告をe-Tax(国税電子申告・納税システム <http://www.e-tax.nta.go.jp>)で行うと、最高3,000円の所得税の税額控除が受けられます(平成19~23年分の確定申告でこの控除を受けた場合は受けられません)。詳しくはお問い合わせください。

近江八幡税務署 ☎0748-33-3141

申告に関するお問い合わせ、 ご相談は下記まで

市民税課 ☎ 0748-24-5604
 IP 0505-801-5604

各支所市民福祉グループ

永源寺支所 ☎ 0748-27-2183
 IP 0505-801-2183
 五個荘支所 ☎ 0748-48-7310
 IP 0505-801-7310
 愛東支所 ☎ 0749-46-2261
 IP 0505-801-2261
 湖東支所 ☎ 0749-45-3703
 IP 0505-801-3703
 能登川支所 ☎ 0748-42-9912
 IP 0505-801-9912
 蒲生支所 ☎ 0748-55-4884
 IP 0505-801-4884

■記号の説明・・・ 廻=対象 問=問い合わせ IP=IP電話



平成25年度税制改正

◆生命保険料控除の改正

生命保険、医療保険などを対象とした一般生命保険料控除の枠を分離し、医療保障・介護保障を対象とした介護医療保険料控除が新たに設けられました。

①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)にかかる生命保険料控除

A:一般生命保険料控除の縮減(控除限度額) 35,000円→28,000円

B:個人年金保険料控除の縮減(控除限度額) 35,000円→28,000円

C:介護医療保険料控除の創設(控除限度額) 28,000円

・A～Cを合計した際の控除限度額は7万円です。所得税の控除限度額はそれぞれ4万円です。上記A～Cを合計した際の所得税控除限度額は12万円です。

②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)にかかる生命保険料控除

A:一般生命保険料控除(控除限度額) 35,000円

B:個人年金保険料控除(控除限度額) 35,000円

・AとBを合計した際の控除限度額は7万円です。所得税の控除限度額はそれぞれ5万円です。上記A・Bを合計した際の所得税控除限度額は10万円です。

③上記①と②の双方の保険契約がある場合の生命保険料控除→①と②のそれぞれの計算式で求めた合計額

・控除限度額はそれぞれ28,000円です。各控除を合計した際の控除限度額は7万円です。各控除を合計した際の所得税控除限度額は12万円です。

◆寄附金税額控除の対象が増加

東近江市に主たる事業所がある学校法人や社会福祉法人に対しての寄附金が、市県民税の寄附金税額控除の対象になりました。※対象法人について詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。



申告に 必要なもの

- 申告書(送付されている人は必ずご持参ください)
- 認印(朱肉を必要とする印鑑)
- 源泉徴収票の原本(給与収入または年金収入のある人)
- 社会保険料納付確認書(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納付している人には1月中旬に発送予定)
- ※国民年金は、日本年金機構から送付された控除証明書をも、必ずご持参ください。
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書

- 医療費の領収書(24年中に支出した原本。受診者、医療機関ごとに集計し、明細書を作成してください)〈医療費控除を受ける人〉
- 障害者手帳・療育手帳など〈障害者控除を受ける人〉
- 収支内訳書〈農業や事業、不動産所得のある人〉
- 寄附金控除証明書または寄附金の受領書〈寄附金控除を受ける人〉
- 住宅借入金控除関係書類〈住宅借入金等特別控除を受ける2年目以降の人〉
- そのほかの所得や経費の証明書類
- 還付を受ける人は、申告者本人の金融機関の口座がわかるもの



こんなときは税務署で申告を

次の所得などに関する申告は、八日市文化芸術会館・支所では受付できません。近江八幡税務署で申告をお願いします。

- ①譲渡所得 土地・建物の売買や株式の取引による収入などの申告。上場株式などに係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ②配当所得 上場株式の配当などで申告分離課税の適用を選択したもの
- ③FX(外国為替証拠金取引)
- ④住宅取得控除(初年度) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除や住宅耐震改修、住宅特定改修、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を新たに申告する場合
- ⑤青色申告 ただし、2月18日(月)～28日(木)は八日市文化芸術会館でも受け付けます。
- ⑥準確定申告 平成24年に亡くなられた人の申告

介護保険の要介護認定を受けている人の控除

◎要介護認定を受けている高齢者が、障害者控除の対象になる場合

介護保険法による要介護認定を受けている人で、認知症や寝たきり度が重度の満65歳以上の人が対象となります。市発行の『障害者控除対象者認定書』が必要です。

◎おむつの費用が医療費控除の対象になる場合

寝たきりの状態で治療上おむつの使用が必要な場合は、おむつ代が控除の対象になります。

初めて控除を受ける人は、医療機関発行の『おむつ使用証明書』、2年目以降の人は市発行の『確認書』が必要です。なお、2年目以降でも「主治医意見書」でおむつの使用が確認できない場合は、医療機関が交付する『おむつ使用証明書』が必要です。
*これらの手続きについては、確定申告の前に左記の窓口でお願いします。

関長福祉課

☎0748-24-5678

IP0505-801-5678

もしくは各支所市民福祉グループ